

鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鎌ヶ谷市地域公共交通活性化協議会条例(令和7年3月18日制定。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に置く、鎌ヶ谷市コミュニティバス「ききょう号」運賃協議部会(以下「運賃部会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運賃部会は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する運賃・料金に関する事項について協議を行うものとする。ただし、次に掲げる事案は、軽微な事案として運賃部会の開催を要しないものとする。

- (1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

(組織)

第3条 運賃部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 条例第4条第1項第6号に定める者
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 条例第4条第1項第4号に定める者

(部会長)

第4条 運賃部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

(会議)

第5条 運賃部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 運賃部会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 運賃部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、運賃部会を開催するときは、事前に協議会に通知するものとする。
- 5 運賃部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(協議結果の報告)

第6条 部会長は、運賃部会において協議が調った事項について、協議会に報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 運賃部会の委員の報酬及び費用弁償は、協議会と同額とする。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 運賃部会の庶務は、都市建設部都市計画課都市政策室において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、運賃部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年11月18日から施行する。